

# 公 示

公示第57号

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」(平成27年8月19日付け公示第35号)を別紙のとおり一部改正する。

令和5年8月31日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 準特定地域における適正と考えられる車両数について

新	旧
<p data-bbox="445 320 752 352">公 示</p> <p data-bbox="132 395 311 427">公示第35号</p> <p data-bbox="259 502 938 534">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="103 649 1099 793">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="136 798 882 829">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="132 908 416 940">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="582 1016 983 1048">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="582 1126 620 1158">記</p> <p data-bbox="185 1201 456 1233">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="208 1308 297 1340">附 則</p> <p data-bbox="185 1342 786 1374">この公示は、平成27年8月19日から適用する。</p> <p data-bbox="208 1409 947 1441">附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正）</p> <p data-bbox="185 1442 786 1474">この公示は、平成28年7月15日から適用する。</p>	<p data-bbox="1594 220 1641 252">旧</p> <p data-bbox="1464 320 1771 352">公 示</p> <p data-bbox="1144 392 1323 424">公示第35号</p> <p data-bbox="1279 499 1962 531">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="1120 646 2136 790">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="1149 794 1897 826">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="1144 904 1429 936">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="1590 1013 2002 1045">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="1597 1123 1641 1155">記</p> <p data-bbox="1196 1198 1471 1230">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="1218 1305 1312 1337">附 則</p> <p data-bbox="1196 1339 1800 1370">この公示は、平成27年8月19日から適用する。</p> <p data-bbox="1218 1406 1964 1437">附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正）</p> <p data-bbox="1196 1439 1800 1471">この公示は、平成28年7月15日から適用する。</p>



附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）  
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月22日付け公示第29号で一部改正）  
この公示は、平成29年8月22日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第44号で一部改正）  
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第36号で一部改正）  
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第2号で一部改正）  
この公示は、平成31年4月5日から適用する。

附 則（令和元年8月23日付け公示第36号で一部改正）  
この公示は、令和元年8月23日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第99号で一部改正）  
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月28日付け公示第19号で一部改正）  
この公示は、令和2年8月28日から適用する。

附 則（令和3年8月1日付け公示第21号で一部改正）  
この公示は、令和3年8月1日から適用する。

附 則（令和3年8月27日付け公示第34号で一部改正）  
この公示は、令和3年8月27日から適用する。

附 則（令和4年8月30日付け公示第49号で一部改正）  
この公示は、令和4年8月30日から適用する。

附 則（令和5年8月31日付け公示第57号で一部改正）  
この公示は、令和5年8月31日から適用する。

附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）  
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月22日付け公示第29号で一部改正）  
この公示は、平成29年8月22日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第44号で一部改正）  
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第36号で一部改正）  
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第2号で一部改正）  
この公示は、平成31年4月5日から適用する。

附 則（令和元年8月23日付け公示第36号で一部改正）  
この公示は、令和元年8月23日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第99号で一部改正）  
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月28日付け公示第19号で一部改正）  
この公示は、令和2年8月28日から適用する。

附 則（令和3年8月1日付け公示第21号で一部改正）  
この公示は、令和3年8月1日から適用する。

附 則（令和3年8月27日付け公示第34号で一部改正）  
この公示は、令和3年8月27日から適用する。

附 則（令和4年8月30日付け公示第49号で一部改正）  
この公示は、令和4年8月30日から適用する。



(別添)

## 準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和4年度末 車両数(両)	令和4年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	373	331	983	62.1
	長岡交通圏	129	114	277	53.4
	上越交通圏	75	67	151	50.3
	柏崎市 A	27	24	56	51.8
	新発田市 A	28	25	57	50.9
長野	長野交通圏	174	155	601	71.0
	松本交通圏	122	108	382	68.1
	上田市 A	25	22	82	69.5
	飯田市 A	56	50	151	62.9
富山	富山交通圏	92	82	319	71.2
	高岡・氷見交通圏	65	57	178	63.5
	砺波市 B、南砺市	19	17	37	48.6
石川	金沢交通圏	491	437	1,250	60.7
	南加賀交通圏	74	66	241	69.3

※上記「令和4年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)を除く。)の数である。

(別添)

## 準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和3年度末 車両数(両)	令和3年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	326	290	991	67.1
	長岡交通圏	109	96	279	60.9
	上越交通圏	67	60	151	55.6
	柏崎市 A	27	24	61	55.7
	新発田市 A	27	24	57	52.6
長野	長野交通圏	122	108	624	80.4
	松本交通圏	105	93	383	72.6
	上田市 A	21	19	86	75.6
	飯田市 A	54	48	164	67.1
富山	富山交通圏	88	78	323	72.8
	高岡・氷見交通圏	54	48	178	69.7
	砺波市 B、南砺市	14	12	37	62.2
石川	金沢交通圏	366	326	1,262	71.0
	南加賀交通圏	59	53	242	75.6

※上記「令和3年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)を除く。)の数である。



(別紙)

## 1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

## 2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和4年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成13 年度実 車率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	新潟交通圏	10,752,014	6,893,382	30,790,355	0.42	202,204	0.80	0.90
	長岡交通圏	3,152,101	1,953,408	8,084,992	0.45	70,225	0.80	0.90
	上越交通圏	1,883,741	1,257,388	5,014,051	0.48	41,908	0.80	0.90
	柏崎市 A	794,694	498,544	2,032,830	0.48	15,717	0.80	0.90
	新発田市 A	641,246	449,365	1,824,600	0.45	15,480	0.80	0.90
長野	長野交通圏	4,151,154	2,069,189	12,400,259	0.45	138,647	0.80	0.90
	松本交通圏	3,437,349	1,745,059	9,804,831	0.45	90,728	0.80	0.90
	上田市 A	806,955	425,267	2,114,774	0.48	17,657	0.80	0.90
	飯田市 A	1,254,054	771,375	3,486,840	0.43	31,890	0.80	0.90
富山	富山交通圏	3,228,468	1,583,029	8,976,837	0.49	75,717	0.80	0.90
	高岡・氷見 交通圏	1,616,519	925,590	4,255,957	0.47	41,425	0.80	0.90
	砺波市 B、 南砺市	252,793	175,837	617,283	0.46	9,397	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	12,187,953	7,200,267	31,470,014	0.39	247,247	0.80	0.90
	南加賀交通 圏	2,107,851	1,305,647	6,008,949	0.43	42,993	0.80	0.90

(別紙)

## 1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

## 2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和3年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成13 年度実 車率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	新潟交通圏	9,244,749	6,233,183	33,965,278	0.42	215,991	0.80	0.90
	長岡交通圏	2,555,823	1,707,880	8,911,966	0.45	74,841	0.80	0.90
	上越交通圏	1,675,762	1,180,559	5,477,651	0.48	43,561	0.80	0.90
	柏崎市 A	679,994	503,963	2,238,645	0.48	17,299	0.80	0.90
	新発田市 A	566,183	432,099	1,978,215	0.45	16,280	0.80	0.90
長野	長野交通圏	3,417,939	1,841,993	14,158,956	0.45	124,372	0.80	0.90
	松本交通圏	2,808,195	1,524,577	11,161,171	0.45	102,091	0.80	0.90
	上田市 A	657,336	378,081	2,341,060	0.48	18,810	0.80	0.90
	飯田市 A	1,068,364	761,992	3,771,237	0.43	34,024	0.80	0.90
富山	富山交通圏	2,678,998	1,545,090	10,116,262	0.49	83,165	0.80	0.90
	高岡・氷見 交通圏	1,332,898	801,719	4,737,766	0.47	44,328	0.80	0.90
	砺波市 B、 南砺市	198,908	142,632	665,204	0.46	9,124	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	8,940,783	5,500,696	34,635,448	0.39	265,806	0.80	0.90
	南加賀交通 圏	1,710,960	1,051,765	6,660,636	0.43	47,398	0.80	0.90



※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

\*1 需要量は、平成30年度から令和4年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

\*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成30年度から令和4年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

\*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

\*1 需要量は、平成29年度から令和3年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

\*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成29年度から令和3年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

\*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値